

第 1 回総合体育館基本構想検討委員会

日時：令和 2 年 11 月 25 日（水）
午後 3 時～
場所：ホテルウエルビューかごしま

会 次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 委員紹介

4 委員長選出

5 委員長挨拶

6 議 事

（1）新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過について

（2）今後の検討の進め方とスケジュールについて

（3）先行事例調査の実施について

（4）その他

7 閉 会

第1回総合体育館基本構想検討委員会配布資料

鹿児島県企画部スポーツ施設対策室

- 新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過 資料1

- 県議会におけるこれまでの主な論議等の状況【委員長報告（抜粋）】 資料2

- 大規模スポーツ施設の在り方に関する提言書 資料3

- 参考資料 資料4
 - 1 総合体育館等整備基本構想（平成23年3月策定）
 - 2 新たな総合体育館の施設の規模，構成等について
（平成30年12月議会企画観光建設委員会資料）
 - 3 新たな総合体育館の候補地の検討結果について
（令和2年3月議会企画観光建設委員会資料）

- 新たな総合体育館の基本構想策定に向けた検討の進め方について 資料5

- 需要予測調査事業について 資料6

- 総合体育館基本構想検討委員会スケジュール（案） 資料7

- 先行事例調査について（案） 資料8



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

鹿児島県企画部スポーツ施設対策室

1 現行の県体育館について

(1) 現行の県体育館の整備

体育振興を通じて県民の体格の向上，青少年の健全な育成を期するための場として，理想的な体育館の建設に共鳴された本県出身の飯野海運株式会社元社長，故俣野健輔氏が巨額の私財を投ぜられ，1960年（昭和35年）10月に竣工



(2) 現行の県体育館の課題

現在の県体育館は，築後60年以上経過し，老朽化が進んでいる状況にあること，全国・国際レベルの競技大会の開催等には狭隘であることなどの課題がある

築60年(1960年10月竣工)以上の県体育館

老朽化

狭隘



築48年(1972年7月竣工)以上の県武道館





新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

(3) 現行の県体育館の概要と利用状況(令和元年度)

施設概要

- 競技スペース部分 1,320㎡
 - 〔 バスケットボール2面
 - バレーボール2面, 卓球24台
 - etc
- 観覧席 1,739席
- 最大収容人員 4,400人

利用状況

- ①年間利用者数 102,967人
- ②年間開館日数 360日
- ③年間稼働日数 328日
- ④稼働率(③/②) 91%

利用形態

ス ポ ー ツ	①国際・全国規模の大会	2日	1%	西日本ドラゴンカップ空手道選手権大会
	②全県規模の大会	107日	33%	各種競技団体等が主催する県大会等
	③スポーツ興行 (※入場料を徴収し開催)	6日	2%	Bリーグ レブナイズ公式戦等
	④その他 (上記①, ②, ③以外)	209日	63%	一般利用, 各種競技教室等
	⑤スポーツ以外	4日	1%	鹿児島大学入学式, 県戦没者追悼式

利用の特徴

- ①全県規模のスポーツ大会の会場として, 一番の受け皿となっている。
- ②コート数や観客席が少なく, 大会によっては他会場も併用して開催
(国際・全国規模の大会の会場としては狭隘)
- ③スポーツでの利用, 特に県内のアマチュアスポーツでの利用が大半
スポーツ以外での利用は限定的



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

2 これまでの主な検討経過

平成21年9月:「総合体育館等整備基本構想検討委員会」を設置

現行の県体育館の老朽化や次期鹿児島国体の開催を見据えた施設整備の必要性から、新たな総合体育館の整備について基本構想を策定するため、県内有識者等11名で構成する委員会を設置(H21.9.4～H22.11.11 計5回)

総合体育館等整備基本構想

平成23年3月
鹿児島県

平成22年11月:同委員会から知事へ報告書提出

平成23年3月:「総合体育館等整備基本構想」を策定

県庁東側の土地と隣接する民有地を整備予定地とする基本構想を策定

平成25年5月:総合的な施設（スーパーアリーナ）を整備する意向を表明

新たな総合体育館について、県庁東側の土地の隣地所有者である（株）南日本放送と土地の譲渡協議を行っていた中で、県有地であるドルフィンポート敷地との土地交換も俎上に上がったが、県において、交換よりも自ら活用した方がよいとの判断に至り、県の方針転換により、県から申し出て、土地の譲渡協議を終了

あわせて、当該敷地を活用して、県民がスポーツに親しむだけでなく、飲食店や展望スペースを備え、イベント会場としても利用できる、多くの人々が集う機能を有した総合的な施設（スーパーアリーナ）を整備する意向を表明（いわゆる「スーパーアリーナ構想」）

平成27年8月:スーパーアリーナ構想についてゼロベースでの見直しを表明

スーパーアリーナ構想について、様々な意見があり、大部分の方々が基本的に理解を示し、その建設を期待する・意見が揃うという段階には至らなかったと判断し、ゼロベースで見直しを行う意向を表明



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

平成29年5月:「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会」を設置

総合体育館やドーム球場など、大規模スポーツ施設の在り方について検討を行うため、県内外の有識者等14名で構成する委員会を設置
(H29.6.12～H30.1.25 計4回)



平成30年2月:同委員会から知事へ提言書提出

平成30年6月:県工業試験場跡地が最適地であるとの考え方を表明

新たな総合体育館の整備場所について、鹿児島島の陸の玄関口であり、県内の交通の中心である鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、施設の規模等を考慮すると、隣地も合わせた整備が望ましいとの考え方を表明

平成30年9月:県工業試験場跡地に隣接する民有地(日本郵便(株))の土地、建物等の調査に係る補正予算を計上

平成30年12月:総合体育館の施設の規模、構成等の考え方及び交通への影響分析結果について、県議会に説明

令和元年9月:整備場所について、県工業試験場跡地から、新たに県庁東側の土地と県農業試験場跡地を候補地として検討するとの考え方を表明

県工業試験場跡地について、交通利便性の高さから立地を評価する意見や、駐車場不足や周辺道路の交通渋滞を懸念する意見など、賛否両論ある中で、これらの意見を集約するには相当の期間を要するものと判断し、新たに鹿児島市内の主な県有地である県庁東側の土地と県農業試験場跡地を対象に、新たな候補地を検討するとの考え方を表明



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

令和元年12月：県庁東側の土地を新たな候補地としたいとの考え方を表明

新たに検討の対象とした2つの土地について、客観的な視点から比較・検討を行った結果、交通利便性に優れ、利用者の利便性が高く、これまで多くのスポーツイベント等が開催されている白波スタジアム、平和リース球場など、スポーツ施設が集積する鴨池公園に近接しており、これらの施設との一体的な利用により、本県のスポーツ振興の拠点としての機能の発揮が期待できることなどから、県庁東側の土地を新たな候補地とし、併せて、施設の規模等を考慮すると隣地も合わせた整備が必要との考え方を表明

令和2年2月：データの整理やアンケート調査の結果等について県議会へ説明

令和元年第4回県議会定例会における御論議を踏まえ、様々なデータの整理、調査を行うとともに、県民や競技団体を対象としたアンケート調査を実施し、県議会に説明

令和2年3月：企画観光建設委員会委員長報告

令和2年第1回県議会定例会の陳情に係る審査において、「基本構想の策定に向けた隣地所有者等との様々な協議・調整の状況を見守る必要がある。」との委員長報告がなされた

令和2年4月：(株)南日本放送との土地譲渡協議開始

県庁東側の土地の隣地所有者である(株)南日本放送に対し、土地の譲渡について協議の申し出を行い、協議を開始



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

令和2年7月：検討プロセスの見直しを表明

新たな総合体育館について、場所ありきでなく、どのような体育館を建設すべきか、どのような施設にするのかを議論し、場所を含めて検討していきたい、との考えを表明

令和2年7月：(株)南日本放送との土地譲渡協議を白紙に戻す

県の検討プロセスの見直しを受け、(株)南日本放送との土地譲渡協議について、同社から白紙に戻してほしい旨の申し出があり、協議した結果、土地譲渡協議は白紙に戻すことで合意

令和2年9月：新たな検討委員会の設置を表明

新たな総合体育館について、これまでの検討経過や県議会での御論議などを踏まえつつ、今後の検討の方向性として、まずは、必要となる機能や規模、その構成など、どのような施設を整備すべきかを十分に議論した上で、整備候補地の検討を行う必要がある、これらの議論を行うに当たっては、様々な方々の御意見を伺うなど、透明性を確保しながら検討を進めたいとの考えの下、屋内スポーツ競技関係者や学識経験者等で構成する「総合体育館基本構想検討委員会」を新たに設置する旨を表明



新たな総合体育館の整備に向けたこれまでの検討経過

3 これまでの整備検討対象地



県議会におけるこれまでの主な論議等の状況 【委員長報告】

資料 2

(平成30年第2回定例会～令和2年第3回定例会)

鹿児島県企画部スポーツ施設対策室

平成30年6月：県工業試験場跡地が最適地であるとの考え方を表明

平成30年第2回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館について、県工業試験場跡地を最適地とした理由について質問があり、「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会の提言を踏まえ、するスポーツのための施設として、まずは県民の方々にとって利便性の高い場所であること、さらに、みるスポーツ、多目的利用のための施設として、県内はもちろん、県外の方々にとっても交通の利便性の高い場所であることが望ましいと考え、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地もあわせた整備が望ましいとの考えに至った」との答弁があった。
- 委員からは、「議会に対し、節目節目で積極的に情報提供していただき、十分に議論ができるようにしていただきたい」との要望があった。

平成30年9月：県工業試験場跡地に隣接する民有地(日本郵便(株))の土地、建物等の調査に係る補正予算を計上

平成30年第3回定例会における主な論議

- 総合体育館基本構想策定事業に関し、調査の内容について質疑があり、「土地鑑定評価や建物等調査等に要する経費であり、日本郵便と土地の譲渡について具体的に協議を進めるための前提としてやらなければならない調査である」との答弁があった。
- また、委員から、「県民の意見を十分に聞くことを先に行うべきではないか」との質疑があり、「総合体育館基本構想の策定については、現在、業務委託により、施設規模等のシミュレーションを行っているところであり、その結果等を踏まえ、整備についての一定の考え方を議会や県民へお示ししたいと考えているが、土地の譲渡に係る協議については、施設等の検討と並行して進めていく必要がある」との答弁があった。

平成30年12月：総合体育館の施設の規模、構成等の考え方及び交通への影響分析結果について、県議会に説明

平成30年第4回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館の規模、構成等について説明があった。
- 新たな総合体育館の基本構想策定の時期と進め方について質問があり、「今年度中に基本構想を策定したいと考えているが、今後のスケジュールについては、今後の日本郵便との交渉の状況にもよる。また、施設の規模や構成、交通関係については、さまざまな御意見をいただいております、これから屋内スポーツ競技団体や地元住民の方々などと話をした上でさらなる検討を進める必要がある。そういう面を考えると、慎重かつ丁寧に進めるということが重要であると考えている」との答弁があった。
- また、総合体育館の整備に伴う交通への影響分析結果について、「一定の根拠ある数字や条件設定のもとで、一般的な手法を用いた客観的な分析結果である。今後、鹿児島市等と連携し、周辺道路の関係も含めてさらなる検討を進めていく」との説明に対し、委員からは、「懸念される交通渋滞や、バスの駐車場の問題など、鹿児島市と協議して、多くの県民に御理解いただけるように検討を進めていただきたい」との要望があった。

平成31年第1回定例会における主な論議

- 鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書に関し、「総合体育館基本構想策定事業費のうち、建物等調査の委託費についても繰り越すとのことだが、調査は終わっているのか」との質疑があり、「コンサルタントに調査を委託し、具体的な協議を進めるに当たっての必要なデータ、金額の報告を受けているところである。今後、日本郵便との協議の過程において、改めて調査を行う必要が出てくる可能性も否定できないことから、繰越明許費を計上しているところである」との答弁があった。
- 委員からは、1項、2項は、基本構想策定に向けて検討を進めていることから継続審査、3項については、「早期建設は県民、関係団体の共通の思いである」として採択の意見と、「最適地や施設規模等が示された」として全項目採択の意見と、「場所や規模等について十分な検討が必要である」として全項目継続審査の意見があり、採決の結果、1項、2項は継続審査、3項は採択すべきものと決定した。

平成31年第2回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館について、委員から、「整備場所について、さまざまな意見や声がある中で、これにより整備場所の変更を余儀なくされるようなこともあると考えてよいか」との質問があり、「整備予定地はまだ決まっておらず、県工業試験場跡地を最適地とするスタンスに変わりはない。引き続き、慎重かつ丁寧に協議・検討を進めることとしている」との答弁があった。
- 委員からは、「県民の財産による県民のための施設整備であることから、決定した後から意見を聞くということではなく、政策決定の経過がわかるようにするとともに、交渉事であり難しい場合もあると思うが、その時々の議論の過程を明らかにしてほしい」との要望があった。

令和元年9月：整備場所について、県工業試験場跡地から、新たに県庁東側の土地と県農業試験場跡地を対象に新たな候補地として検討するとの考え方を表明

令和元年第3回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館について、委員から、「これまで最適地としていた県の工業試験場跡地を見直すこととした方針転換により、これまでの予算や検討が無駄になるのではないか」という質問があり、「昨年2月に大規模スポーツ施設の在り方検討委員会からの提言をいただいた後、隣接地である日本郵便の土地の譲渡について、同社から協議に応じる意向があることを確認した上で、平成30年第2回定例会で、県の工業試験場跡地を最適地として表明したところである。予算については、丁寧な手順を踏もうということで、平成30年第3回定例会において提案させていただいた。一般的に公共用地として土地を取得する場合には、事前にさまざまな調査をして協議を行うことが前提であり、日本郵便との交渉においても必要な予算・作業である」との答弁があった。
- また、新たな整備候補地の具体的な選定方法等に関する質問があり、「今議会において挙げた2つの候補地、県の農業試験場跡地と県庁東側の土地について、用地の確保、周辺の交通や施設の状況などさまざまな観点から検討を行い、優劣をつけていくことになるが、その検討結果を令和元年第4回定例会を目途にお示ししたいと考えている。また、検討過程についても、県民の皆様の理解が得られるようにお示ししたい。約2カ月であるが、スピード感を持って対応したい」との答弁があった。

令和元年12月：県庁東側の土地を新たな候補地としたいとの考え方を表明

令和元年第4回定例会における主な論議

- 当委員会では、県民が高い関心を寄せている、新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方について特定調査事項とし、新たな総合体育館関連の陳情1件とあわせて、集中的に審査した。
- 審査に当たっては、十分かつ丁寧な審査を行うため、会期中の日程を3日間に延長して、傍聴参加した委員外議員にも発言を許可するなど、長時間にわたり熱心な審査、論議が行われた。
- 鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書については、特定調査である、新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方についてとあわせて審査した。
- 「整備予定地の決定に当たって、県議会、県民の皆様から理解を得るにはどの程度のスパンが必要と考えているか」との質問に対し、「今回、新たな候補地についての検討結果をお示しし、今まさに本会議、それからこの委員会でさまざまな角度から御論議いただいている。今議会で、即決めていただくということではない。さまざまな諸課題があるので、その都度、県として取り組んでいることについて、丁寧に県議会に説明し、それを県民の方々が、この県議会での御論議を通じて知り、また御意見をいただくということの積み重ねにより、最終的に意見が収れんされていくと思うが、その時期について、今の時点で明言することは難しいと考えている」との答弁があった。
- 委員からは、「さまざまな判断をするための情報が不足している。情報を収集し発信するには、やはり一定の予算を使わないとできないこともある。正確な情報を出し、しっかりとよいものを、よい場所に、県民の理解を得てつくるということに努めてほしい。鹿児島市等との連携もしっかりとって、情報発信に努めていただきたい」との意見もあった。
- また、県民の意見聴取について、「屋久島空港滑走路の延伸計画では、事業の企画、計画段階から県民の意見を募集する住民参加型のパブリック・インボルブメントといった手法をとると聞いているが、体育館建設において、今までこのような形で意見を聞いたことがあるか、また、今後そのような計画はあるか」との質問があり、「これまでそのような機会はなかった。整備候補地の議論のほか、今後検討しなければならない課題が多々あるが、それらも含めて、いずれかの段階で県民意見を募集するような機会は必ず設けなければならないと考えている」

との答弁があった。

- 委員からは、「早い段階で県民からの意見聴取を取り入れてほしい」との要望があった。
- また、「体育館単体で収益を上げること考えていないということは、維持費等は県民の税金から出していくことになる。なぜ、収益を上げ、なおかつ、その地域に経済波及効果も見込める建物をつくるという方向に行かないのか」という質問に対して、「複合施設、いわゆるホテル、ショッピングセンター、映画館といったところの使用料を施設の運営費、維持管理費に充てるという発想であるが、県としては、まず第一義的にスポーツ振興の拠点であるということ、それから、多目的利用による交流拠点としての機能があるということを考えてときに、そのような施設は今のところ考えていない。県財政が非常に厳しい状況であるが、総合体育館は、県民からのニーズ、期待も高いということで今後進めていかなければならない、県政の重要な検討課題であると考えている。赤字を減らす方策は、民間活力の導入も含めて、今後検討してまいりたい」との答弁があった。
- 執行部においては、今回、委員及び委員外議員から出された多くの御意見、さまざまな質問や課題などをしっかりと受けとめて、拙速に進めることのないよう取り組んでいただきたい。また、何か変更があった場合などは、その中身をしっかりと検証し、検討していく必要があるので、今後も丁寧な説明と対応をお願いしたい。
- 以上のような執行部への質疑及び特定調査に対する委員会の意見を踏まえ、陳情については、「新たな総合体育館の整備候補地の選定の判断材料となる情報がもう少し必要である。さまざまな調査等を行い、その情報を提供していただき、改めて検討する必要がある」として、全会一致で継続審査すべきものと決定した。
- 委員から、「これまでのさまざまな論議を十分に踏まえ、県民及び議会の理解を得られるように、執行部においては、今後とも、慎重かつ丁寧に調査等に取り組んでいただきたい」との要望があった。

令和2年第1回定例会における主な論議

- 当委員会では、県民が高い関心を寄せている新たな総合体育館関係について、予算特別委員長から調査依頼のあった令和2年度鹿児島県一般会計予算のうち、総合体育館基本構想策定事業、新たな総合体育館関連の陳情1件のほか、県政一般と併せて、集中的に調査及び審査を行った。

- 審査等に当たっては、十分かつ丁寧な審査等を行うため、時間を大幅に延長して、傍聴参加した委員外議員にも発言を許可するなど、長時間にわたり熱心な審査、論議が行われた。
- 継続審査分の鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書については、総合体育館基本構想策定事業と併せて、新たな総合体育館の候補地の検討結果について執行部からの報告を受けた後に、一括して審査等を行った。
- 昨年12月議会での論議を踏まえたその後の取組等について質問があり、「判断材料が不足しているとの御指摘を踏まえ、検討項目に沿って収集できるデータの整理を行ってきた。例えば、他県の類似施設の収支状況や補助金活用の状況など、全国的な調査を実施して、新たな総合体育館の候補地の検討結果の資料に掲載した。また、県民からの意見聴取の機会を設けるべきとの御論議も踏まえ、私どもとしても、今行うべきと判断し、県民や施設利用者を対象としたアンケート調査を実施した」との答弁があった。
- また、アンケート調査の目的・趣旨等については、「現在、整備場所の議論が中心に展開されているように思うが、総合体育館が有する機能や立地環境、来場者の交通手段といった、今後の検討に資するためのものにしたいと考えた。アンケートには、体育館整備に関するさらなる意見を記入いただけるよう自由意見の欄を設けたところ、施設の規模・構成や整備場所などについての様々な御意見があり、今後の検討の参考にしてまいりたいと考えている」との答弁があった。
- なお、アンケート調査の自由意見欄の公表については、「公表を前提としたものではなく、記載内容が個人の信条や内心に関するものもあるため、公表することは考えていない」との答弁があった。
- 委員からは、「アンケート調査を行うのであれば、公にして県民の皆さんに分かりやすくする必要があったのではないか。また、アンケート調査を先に実施してから、場所や機能を考えるのが先ではなかったのか」との意見があった。
- さらに、「アンケートの調査結果が、具体的にどのように今回示された資料に反映され、今後、どのような検討を進めていくのか」との質問に対し、「調査結果において回答が多かったのは、県民の望む機能として、国際・全国レベルのスポーツ競技大会が開催される施設であること、また、コンサート・イベント等を鑑賞できること、駐車場がしっかり確保できることの3点であった。来場手段に自家用車を利用される方々が多いということであるため、アクセス道路の広さや駐車場

確保、交通渋滞対策が今後の重要な検討課題になってくると考えている。なお、今回の資料には、現在、想定している施設の規模をもとにしたシミュレーションの結果、駐車場の確保、周辺道路の状況の検討項目部分に反映されている」との答弁があった。

- 続けて、「2つの候補地を各項目ごとに比較しているが、今後、様々な判断を行っていく中で、これ以上の調査があるのか」との質問に対し、「客観的な指標は何かということを検討した上で、10項目を設定し、様々なデータを収集した資料であり、今後、さらに何らかの調査を実施した上で決定していくことは想像できない。総合体育館は鹿児島県民全ての財産に当たり、全県的に利用いただく施設になる。また、あわせて、県外の方にも利用いただく施設にもなることから、候補地の検討に当たっては、離島も含む鹿児島県全域の方々が利用しやすい環境は何かということを踏まえて、今回、改めて検討し直した」との答弁があった。
- 委員からは、「まちづくりという観点を含めて、鹿児島市と緊密に連携し、必要な協議等を行っていただきたい」との意見があった。
- また、「県庁東側の隣接地所有者との土地譲渡協議の進め方についての見解と、現在、総合体育館は建設段階なのか、それとも建設前の準備段階であるのか、県の見解を示せ」との質問に対し、「土地譲渡の協議に当たっては、まずは事務レベルで様々な交渉を行い、最終的にはお互いのトップ同士がしっかりと合意していくことになる。基本構想策定は総合体育館の整備に向けた入り口部分であり、これが前に進まなければ建設も進まない」との答弁があった。
- 委員からは、「今後の交渉の中で、やはり駄目だったということもなきにしもあらずである。しっかりと協議をしていただきたい」との意見があった。
- 以上のような執行部への質疑を踏まえ、陳情については、「陳情者が求めているのは、新たな総合体育館を、隣地の確保を前提条件として県庁東側に建設していただきたいということだが、隣地の確保は、土地所有者との譲渡協議が調い、合意が得られること、また、仮に合意が得られた場合でも、その譲渡に係る金額について県民の理解が得られることが必要となる。今後、執行部においては、基本構想の策定に向けて、隣地所有者及び鹿児島市などの関係者等と様々な協議・調整などを行っていただき、建設場所が決定されていくことになる。よって、引き続き、これらの状況を見守る必要がある」として、全会一致で継続審査すべきものとした。

【予算特別委員会】

（企画観光建設委員長報告）

- 総合体育館基本構想策定事業に関し、事業の内容等について質疑があり、「基本構想において、施設の規模・構成や整備予定地、大まかなスケジュール等をお示しすることとしており、予算執行のためには整備予定地が固まっていることが必要である。県庁東側の土地に関しては、隣接する民有地の取得が必要であり、当該土地の所有者と協議を行うことは、基本構想策定の絶対条件であると考えている。正式な協議の交渉に入るか否かは、議会での論議を踏まえて執行部で判断してまいりたい。交渉に入ったからといって、うまくいくかどうかについては、改めて議会へ御説明申し上げるので、必ずしもその後、議会が同意することにはならないと考えている。また、予算についても、議会での論議を踏まえて執行したい」との答弁があった。

（予算特別委員長報告）

- 総合体育館基本構想策定事業の費用の内訳やスケジュールなどについて質疑があり、「基本構想策定経費九百三十六万五千円の内訳は、基本構想策定支援業務のコンサルタントへの委託費が八百二十八万五千円、その他の事務費が百八万円であり、隣地所有者との土地譲渡協議に係る用地調査費等は入っていない。基本構想の策定業務については、県議会での御論議を踏まえて執行したいと考えており、コンサルタントを活用して必要な調査・検討等を行い、現時点においては、年度内に基本構想を策定することとしている。基本構想においては、施設の規模・構成や整備予定地、大まかな整備スケジュールなどをお示しすることとしており、県としては、これらを整理した上で、県議会へお示しし、御論議いただきたいと考えている。県民の方々からは、その後、パブリックコメント等により意見をお聞きしたい。県議会や県民の理解を定量的に測ることは大変難しいと考えているが、県としては、県議会の御論議やパブリックコメント等の状況を踏まえて、基本構想を最終的に決定したいと考えている」との答弁があった。

令和2年第2回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館の建設場所等に係る2つの陳情について、「新たな総合体育館の建設に関しては、これまでも、そして現在も、候補地や体育館の有する機能などについて熱心な論議が行われてきている。今後、執行部において、関係者等と様々な協議・検討を行い、県民の理解を得た上で、建設場所が決定されていくことになることから、これらの状況を見守る必要がある」との意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定した。

令和2年9月：新たな検討委員会の設置を表明

令和2年第3回定例会における主な論議

- 新たな総合体育館の整備に関して、「すでに3年前の大規模スポーツ施設の在り方検討委員会の提言や土地調査など費用をかけて実施しており、一定の方向性が出ているが、新たな検討委員会を設置する意図は何か。何を掘り下げて議論するのか」との質疑に対して、「これまでの検討に対する様々な意見を踏まえ、透明性確保の観点から、新たに検討委員会を設置して検討すべきとの結論に至った。大規模スポーツ施設の在り方検討委員会では、新たな総合体育館について、県による早期整備とスポーツ振興の拠点としての機能に加えて、多目的利用による交流拠点としての機能を求める提言が取りまとめられた。新たな検討委員会では、この提言をベースに具体的な施設の機能、規模・構成などを検討し、最終的に基本構想案を策定していただきたいと考えている。」との答弁があり、基本構想案に盛り込む項目については、「メインアリーナ、サブアリーナ、武道館、観客席などの機能、規模、配置のほか、整備予定地や大まかな整備スケジュール、概算建設費や維持管理費、収支のシミュレーション、経済波及効果などを考えている」との答弁があった。
- 新たな検討委員会における委員の選考や議会との関係については、「在り方検討委員会と同様にスポーツ競技関係者、都市計画、建築、観光、経済などの様々な分野に知見を有する方々を選定したい。また、検討委員会は原則公開とし、その検討内容は節目節目でしっかりと議会へご説明し、議会からのご意見などは検討委員会にフィードバックして、その後の検討に生かして参りたい」との答弁があった。
- 整備候補地に関する質疑に対しては、「新たな検討委員会でどのような施設を整備すべきかをしっかりと検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地がどこかを検討して選定する。在り方検討委員会の提言には、候補地を鹿児島市に限るという文言はない。これまで執行部としては、提言を踏まえると鹿児島市にと説明してきた状況であったが、現段階で鹿児島市内に限って検討を進める考えは持っていない」との答弁があった。
- また、塩田知事のマニフェストにおけるドルフィンポート跡地を活用したコンベンション機能の整備との関連については、「新たな総合体育館については、現時点では、『する』『みる』『ささえる』のスポーツ振興の拠点としての機能などについて検討していくものと考えている。」との答弁があったことを踏まえ、委員から、改めて「鹿児島港本港区エリアも体育館の整備候補地となるのか。」との質疑がなされ、「そ

の可能性はゼロではない」との答弁があった。

- このため、委員から「これまで、鹿児島港本港区エリアまちづくり事業においてスポーツ施設の建設は想定されていなかったのではないか。新たな総合体育館建設の可能性をどのように考えているのか。また今後、知事のマニフェストや鹿児島市のサッカー等スタジアムの話も含めて、どのように整理していくのか」との質疑があり、「鹿児島港本港区エリアまちづくりについては、平成31年2月に策定したグランドデザインを踏まえて、本年3月、提案内容にホテルや集客施設などを盛り込むことを必須とする事業者公募を行うこととしていたが、コロナ禍の厳しい経済状況により公募の開始を延期した。そのような状況の中、知事マニフェストに基づき、今後改めてコンベンション機能や展示機能を備える施設の整備など、同エリアまちづくりの方向性を検討することになるが、公募要項の見直しについては、グランドデザインを踏まえ議会のご意見などを伺いながら進めて参りたい。新たな総合体育館については、企画部が答弁した通り、まずはどのような施設を整備すべきかを検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地を検討することになるため、同エリアも可能性としてはゼロではないと認識している。同エリアまちづくりの今後の方向性を検討するにあたっては、新たな総合体育館やサッカー等スタジアムなどの大きなプロジェクトの進捗と齟齬が生じないよう関係者と緊密な連携を取って進めて参りたい。また、議会へも丁寧に説明し、ご論議いただけるよう努めて参りたい」との答弁があった。
- 委員からは、「何度も同じことを繰り返されると、県民は不信感を抱く。議会においても、また同じ論議をするのかという意見がある。執行部におかれては、委員から出された様々な意見や要望をしっかりと受けとめ、事業を進めるにあたっては、これまでと同じことの繰り返しにならないようしっかりと検証し、手続きやその過程等について、透明性を確保して県民にわかりやすく説明し、丁寧にそして慎重に進めていただきたい」との意見があった。
- また、新たな総合体育館の建設場所等に係る継続審査分の2つの陳情については、本会議、委員会でも活発な議論が継続していることから、今後の状況等を慎重に見守る必要があるとの意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定した。

大規模スポーツ施設の在り方に関する

提 言 書

平成 3 0 年 2 月 6 日

大規模スポーツ施設の在り方検討委員会

はじめに

大規模スポーツ施設の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、総合体育館やドーム球場など本県における大規模スポーツ施設の在り方について検討を行うため、平成29年5月に鹿児島県により設置されました。

検討委員会は、県内外の有識者14名で構成され、これまで、まず、新たな総合体育館の整備の「必要性」と求められる「機能」について、事例調査をはさみ、4回にわたり検討を重ねてきました。

また、ドーム球場については、全国の施設の設置状況等を調査し、議論を行うとともに、サッカースタジアムについては、鹿児島市のサッカー一等スタジアム整備検討協議会の検討状況を調査してまいりました。

このたび、新たな総合体育館の整備の「必要性」と求められる「機能」について、委員各位の協力によって、検討委員会としての合意が得られましたので、ここに提言として取りまとめました。

また、ドーム球場に関する検討委員会としての考え方についても、提言として盛り込むこととしました。

今後、本提言の考え方を尊重され、また、今後も様々な意見を参考にしつつ、新たな総合体育館については、県民をはじめ、多くの人々に親しまれる、素晴らしい施設が早期に整備されることを期待します。

大規模スポーツ施設の在り方検討委員会

委員長 川西 正志

（鹿屋体育大学教授）

〈 目 次 〉

I	検討の経緯	1
II	総合体育館について	
1	検討した内容	2
2	提言	2
	提言1 総合体育館の整備の「必要性」について	2
	提言2 新たな総合体育館に求められる「機能」について	4
3	参考意見	7
III	ドーム球場について	
1	検討した内容	8
2	提言	8
○	委員名簿	10
○	設置要綱	11
	(資料編)	12

I 検討の経緯

検討委員会においては、提言に至るまで、総合体育館に関する事例調査をはさみ、4回にわたり検討を行ってまいりました。

<検討委員会の開催>

【第1回】平成29年6月12日

- 大規模スポーツ施設の在り方検討委員会設置趣旨について
- 現県体育館の現状と課題について
- 今後の検討項目と検討スケジュールについて

【第2回】平成29年9月7日

- 新たな総合体育館の必要性について
- 事例調査の実施について

【第3回】平成29年11月21日

- 新たな総合体育館の機能について
- サッカースタジアム、ドーム球場について（報告）

【第4回】平成30年1月25日

- 新たな総合体育館の提言書(案)について
- サッカースタジアムについて
- ドーム球場について

<事例調査の実施>

平成29年11月6日～7日

- 東京体育館
- 有明アリーナ(整備中)

Ⅱ 総合体育館について

1 検討した内容

第1回検討委員会において、知事は、あいさつの中で、「新たな総合体育館を早期に整備する必要性を強く認識しているところである。ただ、整備するためには、何よりも県民の理解を得る必要があることから、その必要性和機能について、望ましい施設の姿という観点から、検討をお願いしたい。」と本検討委員会での検討に当たっての基本的な考えを述べられました。

これを受け、検討委員会における検討内容について、新たな総合体育館を優先的に検討することとし、その整備の「必要性」と求められる「機能」の2つについて検討を行いました。

いずれも、整備するに当たって整理されておくべき、重要な視点であり、委員会の意見として、以下の2のとおり取りまとめ、提言いたします。

2 提言

提言1：総合体育館の整備の「必要性」について

新たな総合体育館については、県において早期に整備することが必要である。

1 提言の趣旨

検討委員会では、現在の県総合体育センター体育館が老朽化していること、全国・国際レベルの競技大会の開催等には狭隘である現状等を踏まえると、本県のスポーツ振興を図る上で、できるだけ早期に新たな総合体育館を整備する必要があるとの共通認識で一致しました。

2 提言に至るまでの検討内容

検討委員会においては、まず、鹿児島県総合体育センター体育館の現状と課題を整理した上で、新たな総合体育館の整備の必要性について検討しました。

(1) 鹿児島県総合体育センター体育館の現状と課題

① 現状

鹿児島県総合体育センター体育館（以下「県体育館」という。）は、昭和35年に竣工し、その後、昭和42年に研修室が、昭和47年に補助体育館が完成し、現在に至る。

本館アリーナの面積は1,320㎡で、バスケットボールコートが2面入る広さがあり、また、観覧席（2階、3階）は1,739席となっている。

補助体育館の面積は486㎡余りで、バドミントンコート1面と体操ピットが入る広さである。

本館アリーナの年間の利用状況は、平成28年度の実績で利用者数が約12万3千人、その内容は、県民のスポーツ活動の場として利用されているほか、県中学校体育連盟主催の大会や県民体育大会、県内各競技団体の競技大会など県レベルの競技大会、Bリーグ公式戦、スポーツ以外では鹿児島大学の入学・卒業式、県戦没者追悼式の式典に利用されている。

② 課題

県体育館は、築後57年以上が経過して施設の老朽化が進み、耐震性に支障はないものの、補修等を行いながら機能を維持している状況である。

また、全県規模の競技大会の会場として一番の受け皿となっている。一方で、バレーボールやバスケットボールに使用できるコート数や観客席数等収容人数が少ないことや、競技によっては競技場の規格が大会規定に適合しておらず、現在、大会等の開催施設として狭隘となっているといえる。このため、県大会レベルの大会も他の施設と併催しているほか、昨年度は、全国レベル、国際レベルの大会の開催実績がないなどの現状にある。

そのほか、倉庫やトイレなど、付帯施設についても、利便性の向上を求める意見がある。

(2) 新たな総合体育館の整備の必要性

上記の県体育館の現状や課題を踏まえて、本県における、新たな総合体育館の整備の必要性について意見交換を行いました。

その結果、現在の県体育館の老朽化や全国・国際レベルの競技大会などの開催等には狭隘であること等の課題を踏まえると、本県のスポーツ振興を図る上で、できるだけ早期に新たな総合体育館を整備する必要があるとの共通認識で一致しました。

提言2：新たな総合体育館に求められる「機能」について

新たな総合体育館には、本県のスポーツ振興の拠点としての機能に加え、多目的利用による交流拠点としての機能があることが望ましい。

1 提言の趣旨

新たな総合体育館は、県民の方々による様々なスポーツ競技の開催や一流スポーツの観戦に利用されるとともに、コンサート・イベントなど多目的に利用されることにも配慮されたものとなることが望まれます。つまり、「本県のスポーツ振興の拠点としての機能」とスポーツにとどまらない「多目的利用による交流拠点としての機能」の2つの大きな機能を持つ、いわゆるアリーナ的 concept の施設が望ましいと考えます。

2 提言に至るまでの検討内容

検討委員会では、新たな総合体育館を整備することが必要であるとの共通認識を得た後、引き続き、県の総合体育館として今日的にどのような機能を持った施設が望ましいかという観点から、検討を重ねました。これは、施設整備の基本理念に通ずるものと考えます。

その結果、新たな総合体育館には、「本県のスポーツ振興の拠点としての機能」、スポーツにとどまらない「多目的利用による交流拠点としての機能」の2つの大きな機能を軸に、以下のとおり、新たな総合体育館に望ましい機能を取りまとめました。

これらを総合すると、新たな総合体育館は、県民の方々による様々な競技の開催や一流のスポーツ競技の開催に利用されるとともに、コンサート・イベントなど多目的にも利用され、これらを観戦・鑑賞したり、参加することにも配慮された、いわゆるアリーナ的 concept の施設が望ましいと考えます。

(1) 本県のスポーツ振興の拠点としての機能

新たな総合体育館には、県民全体のスポーツ振興の拠点としての機能が十分に発揮されることが必要です。

スポーツには、国のスポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学省策定）等にも謳われているように、以下の「する」、「みる」、「ささえる」の3つの視点があり、新たな総合体育館には、現在の県体育館が抱える課題をクリアした上で、これらの視点に配慮した機能が望まれます。

◆ スポーツを「する」視点

- 年齢、障害の有無等に関係なく、県民誰もがスポーツに親しむ施設としての機能（ユニバーサルデザイン、バリアフリーにも十分に配慮）
- 多様なスポーツ競技の開催が可能な施設としての機能
- 各種の全県的競技大会が会場を分散せず開催でき、大会運営の効率化が図られる機能

◆ スポーツを「みる」視点

- 国際・全国レベルの競技大会やプロスポーツの開催ができる機能
- 上記開催を通じ、一流のアスリートの競技を間近に観戦できる機能

◆ スポーツを「ささえる」視点

- 多くの県民がスポーツに興味を持ち、理解を深め、スポーツに関わる機会につながるようなスポーツ文化を発信する拠点としての機能
- 教育機関等と連携したスポーツを支える人材育成の機能

(2) 多目的利用による交流拠点としての機能

新たな総合体育館は、(1)の県民全体のスポーツ振興の拠点として、「する」視点、「みる」視点、「ささえる」視点から、県民の方々にスポーツに親しむ機会を提供することで、多くの人が集まる場となることが予想されます。

他の都道府県の既存の総合体育館の事例を見ると、国際・全国大会規模や全県的大会に利用されているほか、コンサートなどスポーツ以外のイベントなどにも利用されている状況が見られます。

また、他の都道府県の現在計画中や整備中の事例を見ると、ほとんどの施設で、その基本理念や役割などにおいて、コンサートやイベントなど、多目的に利用できる機能を位置づけています。

現在、国の未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においては、スポーツを核とする地域活性化を図るため、スタジアム・アリーナをスポーツのほか、音楽イベントなど賑わいやコミュニティ創出の拠点とするという考え方が示されているところです。

このようなことから、本県の新たな総合体育館は、本県のスポーツ振興の拠点としての機能に加え、スポーツにとどまらない、コンサートやイベントなどの開催を通じて、スポーツをする人もしない人も、また、様々な年代の人々が集まり、交流することができる場を提供する機能があることが望ましいと考えます。

実際の整備や運用に当たっては、スポーツ利用の機能と多目的利用の機能との兼ね合いについてどうバランスをとるか、また、固定観客席数など、どの程度の規模が適当なのかなど、今後県において整備に関する基本構想を策定する段階で検討を要するものと考えますが、新たな総合体育館に求められる機能としてこの2つの機能は必要であると考えます。

このことにより、多くの人々が集まり交流人口が増え、賑わいの創出や周辺の地域資源との連携による経済波及効果など地域活性化とともに、施設の収益性にも寄与するものと考えます。

3 参考意見

検討委員会は、新たな総合体育館の整備の「必要性」と求められる「機能」について検討してきましたが、その過程において、提言でお示した2つの機能が十分発揮されるよう、委員から貴重な意見が出されました。

これらは、検討委員会としての提言の範疇に入るものではありませんが、今後、整備の具体を検討する段階で参考になると考えますので、要約して次に示します。

(1) 鹿児島オリジナリティー

整備に当たっては、暖かみのある楽しい魅力的な空間、全ての人に優しく使い勝手がよいデザインなど、他県に先駆け、誇れるような鹿児島オリジナリティーを感じられる施設となるよう配慮することが望まれます。

(2) 経済性に配慮した施設

今後、整備の具体を検討するに当たっては、長期的なスパンで、建設コストやメンテナンスコスト、収益性と公益性のバランスなど経済性に配慮した視点が望まれます。

本県の今後の人口動態や財政状況等を踏まえた合理的な施設を検討することも望まれます。

(3) 既存施設等との役割分担

新たな総合体育館は、県民全体のための施設として、その機能が発揮できるよう、整備・運用に当たっては既存の施設等との役割分担や連携を図っていくことが望まれます。

(4) アクセス環境や周辺の街との連携

施設の利用に伴い、交流や賑わいが周辺に波及するような、アクセス環境や周辺の街との連携に配慮することが望まれます。

Ⅲ ドーム球場について

1 検討した内容

第3回検討委員会において全国の公設のドーム球場の状況、プロ野球公式戦が開催されるドーム球場の状況などについて調査し、第4回検討委員会においてドーム球場に関する検討の進め方について検討を行い、委員会としての考え方を取りまとめました。

2 提言

ドーム球場については、新たな総合体育館の整備後に、その利用状況等も踏まえて検討することが望ましい。

1 提言の趣旨

ドーム球場については、野球のほか、他のスポーツやイベント、コンサートなど多目的に利用でき、本県の観光や教育などの振興に資する施設になり得ると考えます。

このような、ドーム球場の持つ多目的な機能は、今回、提言にとりまとめた、新たな総合体育館に求められる機能と共通するところがあります。

また、その整備は、総合体育館と同じく大規模なプロジェクトとなります。

こうしたことから、ドーム球場については、新たな総合体育館の整備後に、その利用状況等も踏まえて検討することが望ましいと考えます。

2 提言に至るまでの検討内容

検討委員会においては、まず、全国の公設のドーム球場の設置状況等やプロ野球公式戦が開催されるドーム球場、県立鴨池野球場の現状等を整理した上で、ドーム球場の検討の進め方について検討しました。

(1) 全国の公設ドーム球場の状況等

全国のドーム球場においては、野球のみならず、他のスポーツやコンサート、イベントなど多目的に利用されている。そのうち、プロ野球公式戦が開催されている施設は、公設では札幌ドームのみであり、他は民設によるプロ野球球団の本拠地球場である。

これらの球場は、いずれも大規模なプロジェクトとなっている。

(例：札幌ドーム；観客収容人数約42,000人、建設費約422億円)

一方、本県の野球場である県立鴨池野球場は、全天候型ではないが、観客席21,000席で、プロ野球公式戦が年間数試合開催されている状況である。現在、かごしま国体開催に向け、グラウンドやスコアボード等の改修が行われている。

(2) ドーム球場の検討の進め方

上記の全国の公設ドーム球場の状況等を踏まえて、ドーム球場について意見が出されました。要約して次に示します。

- 総合体育館に関する提言においては、イベントやコンサートなど多目的に利用できる機能について盛り込んだ。

これらは、ドーム球場が有する機能と共通するところがある。共通する機能があると思われるドーム球場の検討を行うには、新たな総合体育館の整備後、その利用状況等を踏まえた方がよいのではないか。

- 県の財政も考えないといけない。総合体育館の整備は必要であると提言するが、これは、県にとっては大きな財政支出を伴うビッグプロジェクトとなる。同じくビッグプロジェクトとなるドーム球場については、総合体育館の整備後に行った方が適切な検討ができるのではないか。

- ドーム球場があるに越したことはないが、運営面も考えると、共通の多目的利用ができる総合体育館の整備後に検討した方がよりよい検討ができるのではないか。

これらの意見を受けて、当委員会としてはドーム球場については、新たな総合体育館の整備後に、その利用状況等も踏まえて検討することが望ましいという結論となりました。

大規模スポーツ施設の在り方検討委員会委員

氏 名	職 名
いのうえ ゆみこ 井之上 由美子	・(公社)鹿児島県建築士会女性部会長
◎かわにし まさし ◎川西 正志	・鹿屋体育大学 教授
きかた じゅんね 木方 十根	・鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 教授
くにもと まさき 國本 正樹	・鹿児島ドリームウェーブ球団代表
こぎ けいすけ 古木 圭介	・鹿児島県観光プロデューサー
ささがわ みちこ 笹川 理子	・弁護士
たかじょう ふじお 高城 藤雄	・県障害者スポーツ協会会長
たき くにあき 高城 国昭	・(公財)鹿児島県体育協会専務理事
たまがわ めぐみ 玉川 恵	・公認会計士
つまがり さだとし 津曲 貞利	・鹿児島経済同友会代表幹事
なかむら こうよう 中村 航洋	・日本政策投資銀行南九州支店長
の だ としやす 野田 順康	・西南学院大学法学部国際関係法学科教授
ふるかわ ちゅうじ 古川 仲二	・県教育委員会教育長
ま の よしゆき 間野 義之	・早稲田大学スポーツ科学学術院教授

◎は委員長

敬称略, 五十音順

大規模スポーツ施設の在り方検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、大規模スポーツ施設の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、総合体育館やドーム球場など、大規模スポーツ施設の在り方について検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鹿児島県企画部企画課スポーツ施設対策室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。